

## 北海道告示第 11023 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和 7 年 10 月 6 日までに北海道釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和 7 年 6 月 5 日

北海道知事 鈴木 直道

### 1 届出事項の概要

#### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルハドラッグ白糠店・DCMニコット白糠店  
白糠郡白糠町西 1 条南 3 丁目 1 番地 4 ほか

#### (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

シーズ協同不動産株式会社 代表取締役 米内 徹  
札幌市西区発寒 11 条 5 丁目 10 番 1 号  
DCMニコット株式会社 代表取締役 和泉 修  
札幌市厚別区厚別中央 3 条 2 丁目 1 番 1 号

#### (3) 変更した事項

##### ア 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) ツルハドラッグ白糠店・ホーマックニコット白糠店  
白糠郡白糠町西 1 条南 3 丁目 1 番地 4 ほか  
(変更後) ツルハドラッグ白糠店・DCMニコット白糠店  
白糠郡白糠町西 1 条南 3 丁目 1 番地 4 ほか

##### イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)  
DCMニコット株式会社 代表取締役 上田 常世  
札幌市厚別区厚別中央 3 条 2 丁目 1 番 40 号  
(変更後)  
DCMニコット株式会社 代表取締役 和泉 修  
札幌市厚別区厚別中央 3 条 2 丁目 1 番 1 号

##### ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表の氏名

(変更前)

小売業者の氏名又は住所	代表者の氏名	住 所
株式会社ツルハ	代表取締役 八幡 政浩	札幌市東区北 24 条東 20 丁目 1 番 21 号
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東 1 丁目 4 番 14 号
DCMニコット株式会社	代表取締役 上田 常世	札幌市厚別区厚別中央 3 条 2 丁目 1 番 40 号

(変更後)

小売業者の氏名又は住所	代表者の氏名	住所	変更事項
株式会社ツルハ	代表取締役 八幡 政浩	札幌市東区北24条東20丁目 1 番21号	
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東1 丁目 4 番14号	
DCMニコット株式会社	代表取締役 和田 修	札幌市厚別区厚別中央3 条2 丁目 1 番 1 号	①

(4) 変更の年月日

- 上記 (3) ア 令和3年3月1日  
上記 (3) イ 令和6年7月1日、令和7年3月1日  
上記 (3) ウ① 令和6年7月1日、令和7年3月1日

(5) 変更する理由

- 上記 (3) ア 大規模小売店舗の名称変更のため  
上記 (3) イ 住所変更及び代表者変更のため  
上記 (3) ウ① 住所変更及び代表者変更のため

2 届出年月日

令和7年5月21日

3 届出書等の縦覧

- (1) 縦覧場所  
北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課
- (2) 縦覧期間  
令和7年6月5日（木）から令和7年10月6日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日にする法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- (3) 縦覧時間  
午前8時45分から午後5時15分まで